

近畿財務局における今後の金融サービス利用者保護の取組みについて

近畿財務局では、金融検査・監督業務を地域で担当する行政機関として、より利用者目線に立って、地方支分部局の立場から現場感覚に立脚した“利用者保護の具体策”を実施していくため、平成22年7月1日に「金融サービス利用者保護推進グループ」を設置し、①情報収集力の強化、②利用者目線の行政対応の促進、③情報発信力の充実に取り組むこととしています。

また、「情報収集力の強化」に関する取組みの一つとして、平成22年7月1日に「きんざい金融ホットライン」を開設し、ヤミ金融、無登録FX、無登録ファンド等の悪質業者の存在に関する情報や金融機関等による悪質な取引、不正行為に関する情報等、各種情報提供の受付を開始するとともに、金融に関するご相談・ご質問を受け付けることとしています。

本ホットラインに寄せられた情報については、当局の検査・監督業務に活用させていただくとともに、情報の内容によっては情報提供者の同意を前提として警察当局に情報提供することを通じて、利用者の保護や被害の拡大防止を図ってまいります。

「きんざい金融ホットライン」

受付時間：平日 9：00～17：00

電話番号：06-6949-6259

FAX：06-6949-6790

MAIL：k-hotline@kk.lfb-mof.go.jp

郵便：〒540-8550 大阪市中央区大手前4-1-76

近畿財務局 きんざい金融ホットライン